

議案第 2 4 号

三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 2 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する
条例（案）

三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例（平成 1 6 年三次市条例第 2
5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3 0 年以上
9 7 9 , 0 0 0
9 0 9 , 0 0 0
8 4 9 , 0 0 0
8 0 9 , 0 0 0
7 3 4 , 0 0 0
6 8 9 , 0 0 0

」を

「

3 0 年以上 3 5 年未満	3 5 年以上
9 7 9 , 0 0 0	1 , 0 7 9 , 0 0 0

909,000	1,009,000
849,000	949,000
809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。